

提出いただいた意見とこれに対する県の考え方

【3つの視点及び8つの目標に関するもの】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	P5「3つの視点」が挙げられておりますが、住宅政策ではまず「居住者・コミュニティからの視点 ※だれもが安心して快適に暮らせる住まいづくり」を筆頭に掲げるべきではないでしょうか。	いただいたご意見については、参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。
2	「社会環境の変化からの視点」に「頻発・激甚化する災害に対応した安全な住環境の実現と被災者の住まいの確保」を挙げておりますが、災害の頻発・激甚化は直近見られる傾向かもしれませんが「災害への対応」「被災者の住まいの確保」は、社会環境の変化に関係なく従来から求められる「だれもが安心して快適に暮らせる住まいづくり」＝「居住者・コミュニティからの視点」に分類される事項と感じます。	いただいたご意見については、参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。
3	「頻発・激甚化する災害に対応した安全な住環境の実現と被災者の住まいの確保」との項目がありますが、当項目「災害対策」ではあるものの「災害に対応した安全な住環境の実現」と「被災者の住まいの確保」は政策として分野が大きく異なると感じます。別項目とするのが妥当ではないでしょうか。	いただいたご意見については、参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。
4	「社会環境の変化からの視点」の項目が設けられておりますが、「住宅ストック・産業からの視点」の中に「脱炭素社会に向けた」内容を挙げているのであれば、「新たな日常」やDXの進展等に対応した住生活の推進も「住宅ストック・産業からの視点」に含まれる、あるいは「脱炭素社会に向けた」対応が「社会環境の変化からの視点」に含まれると感じます。	いただいたご意見については、参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。
5	「脱炭素社会に向けた住宅性能の向上と良質な住宅ストックの形成」が一目標となっておりますが、「脱炭素社会に向けた」住宅政策と「(脱炭素社会対応を含めた)良質な住宅ストックの形成」とは別物と感じます。	いただいたご意見については、参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。
6	上記5点から、「3つの視点」「8つの目標」の再検討(目標の細分化、視点ー目標の再編成等)が必要と感じます。	いただいたご意見については、参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。

【具体的な施策等の記述に関するもの】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
7	P6「空き家等の既存住宅を活用し、都市部からの移住や二地域居住を推進」との事ですがその為には「空き家等の既存住宅」の情報の拡充整備が不可欠なはずですが当該マスタープラン(素案)にその旨記述見当たりません。記述不足政策不足不備と感じます。	本計画は、今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、基本的な施策では、具体的な施策の記載は最小限にとどめ、基本的な方向性を記述しているところです。いただいたご意見については、参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。

8	<p>「県内の体験可能な賃貸物件情報を発信」との事ですがその為に「賃貸物件情報」の収集整備が必要なのはなのに当該マスタープラン（素案）にその旨記述見当たりません。記述不足政策不足不備と感ぜず</p>	<p>本計画は、今後 10 年間に於ける施策の方向性を定める基本的な計画であることから、基本的な施策では、具体的な施策の記載は最小限にとどめ、基本的な方向性を記述しているところでは、いただいたご意見については、参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。</p>
9	<p>「デジタル技術の導入を支援します。」「DX を推進します」との記述ありますが、デジタル技術、DX は手段であり目的ではありません。当該マスタープラン（素案）の当該段落記述は、技術導入にばかり目が向き、「目的」を見失っているように感ぜず。記述再検討を御願ひ致します。</p>	<p>御意見の箇所については、(I) 1-1 に記載しており、原案通りとさせていただきます。</p>
10	<p>P8-P9 1-2 頻発・激甚化する災害に対応した安全な住環境の実現と被災者の住まいの確保 ① 災害に強いまちづくりと災害ハザードに応じた安全な住宅地への誘導 （基本的な施策） 「耐震性の遅れている木造戸建て住宅に対する耐震診断・耐震改修の支援により耐震性の向上をするなど人命確保に繋がる対策を促進」とのことですが、そのための「耐震性の遅れている木造戸建て住宅」の情報の収集整備についての記述がありません。記述見直し/追記が必要と感ぜず。</p>	<p>本計画は、今後 10 年間に於ける施策の方向性を定める基本的な計画であることから、基本的な施策では、具体的な施策の記載は最小限にとどめ、基本的な方向性を記述しているところでは、いただいたご意見については、参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。</p>
11	<p>② 災害発生時における被災者の住まいの早急な確保と被災者支援の体制整備 （基本的な施策） 「地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を迅速に建設し、被災者の応急的な住まいを早急に確保」とのことですが、迅速建設のためには「災害時建設型応急住宅建設計画」（場所、建設住宅種類、資材確保等）を大まかであっても主に市町で作成しておくべきと感ぜずがその記述が見当たりません。記述見直し/追記が必要と感ぜず。</p>	<p>本計画は、今後 10 年間に於ける施策の方向性を定める基本的な計画であることから、基本的な施策では、具体的な施策の記載は最小限にとどめ、基本的な方向性を記述しているところでは、いただいたご意見については、参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。</p>
12	<p>P10-P11 2-1 子どもを生み育てやすく、安心して暮らせる住まいの実現 ① 子どもを生み育てやすく良質な住宅の確保 （基本的な施策） 「市町における子育て世帯への住宅に関する支援制度を促進」とのことですが、主体が市町の政策に県がどのように関わるのか不明です。 具体性無しに「促進」言うのは政策として不適切無責任と感ぜず。具体的「促進」方法明示願ひします。</p>	<p>本計画は、今後 10 年間に於ける施策の方向性を定める基本的な計画であることから、基本的な施策では、具体的な施策の記載は最小限にとどめ、基本的な方向性を記述しているところでは、いただいたご意見については、参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。</p>
13	<p>P14-P15 2-3 多様な世代が支え合い、高齢者が健康で安心して暮らせるコミュニティの形成とまちづくり ① 高齢者、障害者等が健康で安心して暮らせる住まいの確保 （基本的な施策）</p>	<p>本計画は、今後 10 年間に於ける施策の方向性を定める基本的な計画であることから、基本的な施策では、具体的な施策の記載は最小限にとどめ、基本的な方向性を記述しているところでは、いただいたご意見については、参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。</p>

	「バリアフリーリフォームの支援制度の情報を提供」との事ですが、現時点で「支援制度」は十分なのでしょうか。まず「支援制度」の拡充を明示すべきと考えます。	
14	② 支え合いで多世代が共生する持続可能で豊かなコミュニティの形成とまちづくり (基本的な施策) 「大規模な公営住宅団地の建替え等の機会をとらえ、地域の要請等に応じて医療・福祉サービス施設や子育て支援施設等の生活支援施設の併設を推進」との事ですが当該内容は行政として「推進」ではなく「実施」と明示すべきと考えます。	本計画は、今後 10 年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、基本的な施策では、具体的な施策の記載は最小限にとどめ、基本的な方向性を記述しているところです。いただいたご意見については、参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。
15	P25-P26 3 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進について 「住宅確保要配慮者の居住の安定の確保を図るために、平成 27 年 (2015 年) に、県、市町、不動産関係団体、居住支援団体等で構成される「山口県居住支援協議会」を設立したのであれば、「市町居住支援協議会」については「設置できるよう支援を実施」ではなく「速やかに設置を目指す」べきと考えます。	市町居住支援協議会については、市町が主体となって設置するものであるため、記載は原案のままとします。

【民間が主に行う施策について県の具体的な係わりに関するもの】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
16	「住宅内テレワークスペースの確保や、サテライトオフィス等の設置」の主体は多くが民間と思われます。民間の行為を行政がどう「推進」するのでしょうか。具体性無しに「推進」言うのは政策として不適切無責任と感じます。具体的「推進」方法明示願います。	本計画は、今後 10 年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、基本的な施策では、具体的な施策の記載は最小限にとどめ、基本的な方向性を記述しているところです。いただいたご意見については、参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。
17	「AI による設計支援や劣化診断の自動化等の住宅生産・管理プロセスの IT 化や生産性の向上が可能な BIM、赤外線などの非接触方式、遠隔からの検査が可能な無人航空機 (UAV、以下ドローンという。) 等を用いることにより、住宅等の設計から建設、維持・管理に至る全段階における DX を推進します。」との記述ありますが、「住宅等の設計から建設、維持・管理」の主体は多くが民間と思われます。民間の行為を行政がどう「推進」するのでしょうか。具体性無しに「推進」言うのは政策として不適切無責任と感じます。具体的「推進」方法明示願います。	本計画は、今後 10 年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、基本的な施策では、具体的な施策の記載は最小限にとどめ、基本的な方向性を記述しているところです。いただいたご意見については、参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。
18	「高齢者世帯が所有する既存住宅を子育て世帯向けに活用を促進し、広さや間取りのミスマッチを解消」との事ですが、既存住宅の改修活用の主体は民間のはずです。民間の対応に県行政がどう関わり「促進」するのか記述が見当たりません。具体性無しに「促進」言うのは政策として不適切無責任と感じます。具体的「促進」方法明示願います。	本計画は、今後 10 年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、基本的な施策では、具体的な施策の記載は最小限にとどめ、基本的な方向性を記述しているところです。いただいたご意見については、参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。
19	② 子育て世帯が安全で安心して暮らせる居住環境の実現	本計画は、今後 10 年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、基本的な施策で

	<p>(基本的な施策) 「住宅内テレワークスペース等の確保により、子育てしやすく場所にとらわれない柔軟な働き方が可能な居住環境の整備を支援」との事ですが、「住宅内テレワークスペース等の確保」の主体は民間のほうです。民間の対応に県行政がどう関わり「支援」するのか記述が見当たりません。具体性無しに「支援」言うのは政策として不適切無責任と感じます。具体的「支援」方法明示願います。</p>	<p>は、具体的な施策の記載は最小限にとどめ、基本的な方向性を記述しているところです。いただいたご意見については、参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。</p>
20	<p>P16-P18 3-1 脱炭素社会に向けた住宅性能の向上と良質な住宅ストックの形成 ① 脱炭素社会に向けた住宅の省エネ性能の向上と承継されるストックの形成 (基本的な施策) 主体は民間のほうの項目を「充実」「推進」、という記述多々見られます。民間の対応に県行政がどう関わり「充実」「推進」するのか記述が一部(「法に基づく届出等を周知徹底」等)しか見当たらないと感じます。具体性無しに「充実」「推進」言うのは政策として不適切無責任と感じます。具体的「充実」「推進」方法を更に明示願います。</p>	<p>本計画は、今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、基本的な施策では、具体的な施策の記載は最小限にとどめ、基本的な方向性を記述しているところです。いただいたご意見については、参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。</p>
21	<p>② 住宅ストックの長寿命化に向けた適切な維持管理等の促進 (基本的な施策) 主体は民間のほうの項目を「推進」「進めます」「促進」、という記述多々見られます。民間の対応に県行政がどう関わり「推進」「促進」するのか記述が一部(「情報提供を行う」等)しか見当たらないと感じます。具体性無しに「推進」「促進」言うのは政策として不適切無責任と感じます。具体的「推進」「促進」方法を更に明示願います。</p>	<p>本計画は、今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、基本的な施策では、具体的な施策の記載は最小限にとどめ、基本的な方向性を記述しているところです。いただいたご意見については、参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。</p>
22	<p>③ 良質な住宅ストックの普及等による既存住宅流通の促進 (基本的な施策) 主体は民間のほうの項目を「推進」「促進」、という記述多々見られます。民間の対応に県行政がどう関わり「推進」「促進」するのか記述が一部(「情報提供を行う」等)しか見当たらないと感じます。具体性無しに「推進」「促進」言うのは政策として不適切無責任と感じます。具体的「推進」「促進」方法を更に明示願います。</p>	<p>本計画は、今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、基本的な施策では、具体的な施策の記載は最小限にとどめ、基本的な方向性を記述しているところです。いただいたご意見については、参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。</p>
23	<p>P21 3-3 住生活産業の担い手の育成や生産性・安全性の向上 ① 地域を支える住生活産業の担い手の確保・育成 (基本的な施策) 主体は民間のほうの項目を「普及」「育成」「推進」「促進」、という記述多々見られます。民間の対応に県行政がどう関わり「普及」「育成」「推進」「促進」するのか記述が一部(「た講習会の実施など」等)しか見当たらないと感じます。具体性無しに「普及」</p>	<p>本計画は、今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、基本的な施策では、具体的な施策の記載は最小限にとどめ、基本的な方向性を記述しているところです。いただいたご意見については、参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。</p>

	「育成」「推進」「促進」言うのは政策として不適切無責任と感じます。具体的「普及」「育成」「推進」「促進」方法を更に明示願います。	
24	② 新技術の開発等による生産性・安全性の向上（基本的な施策） 主体は民間のはずの項目を「促進」「推進」、という記述多々見られます。民間の対応に県行政がどう関わり「促進」「推進」するのか記述がほぼ見当たらないと感じます。具体性無しに「促進」「推進」言うのは政策として不適切無責任と感じます。具体的「促進」「推進」方法を明示願います。	本計画は、今後 10 年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、基本的な施策では、具体的な施策の記載は最小限にとどめ、基本的な方向性を記述しているところです。いただいたご意見については、参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。

【成果指標に関するもの】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
25	「空き家等の既存住宅を活用し、都市部からの移住や二地域居住を推進します。このため、国や市町と連携しながら、県内の体験可能な賃貸物件情報を発信するとともに、リフォーム、住宅取得に係る支援制度等の情報提供を行います。」 「新たな日常への対応として、県営住宅においても集会所への自動水栓の設置等の非接触型の環境整備を推進します。」 （基本的な施策）で挙げられた事項が（成果指標）に殆ど示されていないと感じます。 （基本的な施策）で「推進」などと提示した項目については、何らかの（成果指標）を設定すべきです。 <以下項目例（あくまで例）> ・住宅内テレワークスペースの確保 ・サテライトオフィスの設置 ・既存住宅市場の整備 ・子育て世帯等が安心して居住できる賃貸住宅市場の整備 ・県内の住に関する様々な情報を集約・発信 ・「空き家等の既存住宅を活用し、都市部からの移住や二地域居住を推進」するための情報整備 ・県営住宅での非接触型の環境整備の推進 ・県営住宅管理システムの再構築 （成果指標）の再検討を実施願います。	成果指標については、目標の達成状況を定量的に測定するために設定するもので、統計データにより現状把握、フォローアップが可能な項目を取り上げています。いただいたご意見については、参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。
26	（基本的な施策）で挙げられた事項が（成果指標）に殆ど示されていないと感じます。 （基本的な施策）で「推進」などと提示した項目については、何らかの（成果指標）を設定すべきです。 <以下項目例（あくまで例）> ・「避難情報等を記載したマップの整備」実施市町 ・「災害時建設型応急住宅建設計画」作成市町 （成果指標）の再検討を実施願います。	成果指標については、目標の達成状況を定量的に測定するために設定するもので、統計データにより現状把握、フォローアップが可能な項目を取り上げています。いただいたご意見については、参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。
27	（基本的な施策）で挙げられた事項が（成果指標）に殆ど示されていないと感じます。 （基本的な施策）で「推進」などと提示した項目については、何らかの（成果指標）を設定すべきです。	成果指標については、目標の達成状況を定量的に測定するために設定するもので、統計データにより現状把握、フォローアップが可能な項目を取り上げて

	<p><以下項目例（あくまで例）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅の集会所の地域開放程度 ・市町による公園・緑地等、コワーキングスペースの整備程度 ・防音性や省エネルギー性能、防犯性、教育・保育施設や医療施設等へのアクセスに優れた公的賃貸住宅の整備程度 ・既成市街地や郊外の住宅団地における空き家や空き店舗等の既存ストックの地域の交流施設としての再整備程度 <p>（成果指標）の再検討を実施願います。</p>	<p>います。いただいたご意見については、参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。</p>
28	<p>（基本的な施策）で挙げられた事項が（成果指標）に殆ど示されていないと感じます。</p> <p>（基本的な施策）で「推進」などと提示した項目については、何らかの（成果指標）を設定すべきです。</p> <p><以下項目例（あくまで例）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽公営住宅ストックの解消程度 <p>（成果指標）の再検討を実施願います。</p>	<p>成果指標については、目標の達成状況を定量的に測定するために設定するもので、統計データにより現状把握、フォローアップが可能な項目を取り上げています。いただいたご意見については、参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。</p>
29	<p>（基本的な施策）で挙げられた事項が（成果指標）に殆ど示されていないと感じます。</p> <p>（基本的な施策）で「推進」などと提示した項目については、何らかの（成果指標）を設定すべきです。</p> <p><以下項目例（あくまで例）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・安否確認や生活相談などのサービスを提供するサービス付き高齢者向け住宅の供給の促進具合 ・県営住宅のバリアフリー化やヒートショック対策の推進具合 ・既存の県営住宅での改善によるバリアフリー化推進具合 <p>（成果指標）の再検討を実施願います。</p>	<p>成果指標については、目標の達成状況を定量的に測定するために設定するもので、統計データにより現状把握、フォローアップが可能な項目を取り上げています。いただいたご意見については、参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。</p>
30	<p>（基本的な施策）で挙げられた事項が（成果指標）に殆ど示されていないと感じます。</p> <p>（基本的な施策）で「推進」などと提示した項目については、何らかの（成果指標）を設定すべきです。</p> <p><以下項目例（あくまで例）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅の整備における省エネルギー性能の一層の向上や再生可能エネルギーの使用推進、長寿命化具合 ・県及び市のマンション管理適正化推進計画の策定具合 <p>（成果指標）の再検討を実施願います。</p>	<p>成果指標については、目標の達成状況を定量的に測定するために設定するもので、統計データにより現状把握、フォローアップが可能な項目を取り上げています。いただいたご意見については、参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。</p>
31	<p>P19-P20 3-2 空き家の適正管理・除却・利活用の促進</p> <p>① 空き家の適切な管理の促進とともに、周辺の居住環境に悪影響を及ぼす空き家の除却 （基本的な施策）</p> <p>② 立地・管理状況の良好な空き家の多様な利活用の推進 （基本的な施策）</p>	<p>成果指標については、目標の達成状況を定量的に測定するために設定するもので、統計データにより現状把握、フォローアップが可能な項目を取り上げています。いただいたご意見については、参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。</p>

	<p>(基本的な施策)で挙げられた事項が(成果指標)に殆ど示されていないと感じます。</p> <p>(基本的な施策)で「推進」などと提示した項目については、何らかの(成果指標)を設定すべきです。</p> <p><以下項目例(あくまで例)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町による空き家の実態把握促進具合 ・市町による周辺の居住環境に悪影響を及ぼす管理不全空き家の除却等や特定空家等に係る対策(のための情報収集整理)促進具合 ・市町の空き家相談・対応体制の強化具合 ・空き家バンクの充実具合 ・地域住民の意識啓発等による空き家の市場流通を促進する仕組みづくり推進具合 <p>(成果指標)の再検討を実施願います。</p>	
32	<p>(基本的な施策)で挙げられた事項が(成果指標)に殆ど示されていないと感じます。(基本的な施策)で「推進」などと提示した項目については、何らかの(成果指標)を設定すべきです。</p> <p><以下項目例(あくまで例)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県産材等の地域材の利用の推進具合 ・伝統的建造物等の改修具合 ・県営住宅等の整備においての県産木材の利用具合 <p>(成果指標)の再検討を実施願います。</p>	<p>成果指標については、目標の達成状況を定量的に測定するために設定するもので、統計データにより現状把握、フォローアップが可能な項目を取り上げています。いただいたご意見については、参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。</p>
33	<p>「第3 住宅確保要配慮者の居住の安定の確保(山口県賃貸住宅供給促進計画)」では、(成果指標)は設定しないのでしょうか。</p> <p>第1、第2で設定/明示済みであっても、関係成果指標一覧を明示すべきと考えます。</p>	<p>山口県賃貸住宅供給促進計画に関する成果指標として、13ページに「居住支援協議会を設立した市町数」を掲げており、記載は原案のままとします。</p>
34	<p>「第4 高齢者の居住の安定の確保(山口県高齢者居住安定確保計画)」では、「高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合」以外の(成果指標)は設定しないのでしょうか。第1、第2で設定/明示済みであっても、関係成果指標一覧を明示すべきと考えます。</p>	<p>成果指標については、目標の達成状況を定量的に測定するために設定するもので、統計データにより現状把握、フォローアップが可能な項目を取り上げています。いただいたご意見については、参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。</p>

【その他、感想等に関するもの】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
35	<p>3つの計画(基本計画、供給促進計画、安定確保計画)に関するマスタープランの内容は、概ね評価できる。その主な理由として、現状の多岐にわたる変化を加味した計画であると思う。ただし予想よりも速く進展するであろう高齢化や少子化に対するプラン(特に空き家対策など)を想定すべきである。</p>	<p>御意見の趣旨については、(2) 2-1、2-3、(3) 3-2の基本的な施策に記載しており、いただいたご意見については、参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。</p>
36	<p>このプランを概ね2030年度としているなら、P3に示す「DXの進展」は吾々の想定外の速さで進展することに、柔軟に、そして素早く対応することが求められる。</p>	<p>御意見の趣旨については、(1) 1-1②の基本的な施策に記載しており、いただいたご意見については、参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。</p>
37	<p>これまでにはなかった新しい技術にはメリットだけではなく、デメリットも存在しています。安易な導入により、住民が困難な問題を抱えさせられるよ</p>	<p>御意見の趣旨については、(1) 1-1②の基本的な施策に記載しており、いただいたご意見については、参</p>

	うにならないようなプランを組み立てていただけますようお願いいたします。	考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。
38	○新技術の活用、DXの進展 5G等のインフラ整備が全国的に進められることにより、国民全てが5G電磁波の中での生活を強いられる事となる。5G等の新技術は身体的な影響力が大きいと普及を見送る国もあるという。5Gを普及させるのならば、住宅にシェルターの機能をプラスし住民の安心安全を確保する形に進化させる必要がある。例えば、 ・アーシングできるコンセントの完備 ・電磁波カットした住宅（一軒全体 or 部屋）	本計画は、今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、基本的な施策では、具体的な施策の記載は最小限にとどめ、基本的な方向性を記述しているところです。いただいたご意見については、参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。
39	従来と異なった生活、例えばステイワーク、ステイ授業等に対する住の在り方も構築する必要がある。	御意見の趣旨については、(1) 1-1①の基本的な施策に記載しており、いただいたご意見については、参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。
40	○脱炭素社会を目指して太陽光など自然エネルギーの利用した住宅の普及 自然エネルギーの中で普及が最も見込まれるのが太陽光パネルではないかと思う。しかし、これには大きなデメリットも存在しており、安易に勧める政策を進められることを危惧する。以下のような問題への対策も必要である。 ・屋根の上の太陽光パネルからの電磁波が住民に影響を及ぼす。 ・日照不足の季節や天気により、自然エネルギーだけではエネルギー不足が起こり得る。 ・住宅に自然エネルギーシステムを設定する初期費用が大きい。 ・太陽光パネルの継続的使用には、所有者に点検の義務が有り点検費用の支出も必要となる。 ・消費者庁によると家庭用太陽光システムで火災が起きているとの事例が出されている。 ・火災時、太陽光パネルは発電し続ける為感電の恐れ有り、しかも、水をかけると感電しやすく、消火活動が大変困難となり、消防隊員にも周辺住民にも危機的状況が発生する。	本計画は、今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、基本的な施策では、具体的な施策の記載は最小限にとどめ、基本的な方向性を記述しているところです。いただいたご意見については、参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。
41	P32-P33 第5 施策の総合的かつ計画的な推進 「県民ニーズや社会経済情勢の変化に的確に対応し、計画の効果的な実現を図るため、課題の把握や対策の検討、施策の見直しや進行管理を行います。」 というのであれば、「常時対応」が最適ではありますが期間を定めての状況把握対策検討実施を明示すべきと考えます。	P1に「全国計画に即して、令和12(2030)年度までの概ね10年間を、本計画の計画期間とします。ただし、今後の社会情勢の変化等に的確に対応するため、概ね5年後に所要の見直しを行うこととします。」と記載しており、記載は原案のままとします。

【データ等の資料に関するもの】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
42	P2-P4「第1 住生活をめぐる現状と課題」となっております。「人口・世帯数」「高齢世帯数の将来推計」は、「山口県住宅マスタープラン(素案)」(概要)	各項目のデータ等を資料編に掲載しました。

	にグラフが掲載されておりますが、数値データについては 全ての項目の長期間推移をグラフ化し「山口県住宅マスタープラン(素案)(全文)」に掲載すべきと考えます。	
43	<p>P22 2 計画期間における公営住宅の供給の目標量</p> <p>(1) 県下の公営住宅等の状況</p> <p>(2) 公営住宅の供給目標量(10年間合計)</p> <p>…「現状」と「供給目標量」が提示されておりますが、「現状」が戸数のみの提示であり、耐震状況空家状況不明、需要量不明な中「供給目標量」のみ提示されても正否判断不可能です。又、当件県内各地域/市町で状況異なると思われる中県内供給目標量総数を提示/設定しても全く無意味と感じます。当マスタープラン(素案)で現状データ詳細<必要データ項目例(あくまで例)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的賃貸住宅合計約42,300戸の種類別の「耐震化必要割合」「空き部屋程度」 ・新規の建設・買取の戸数 ・民間借上げ戸数 ・空き家募集の戸数 ・建替えによる建替え後の戸数 <p>の長期推移と、公営住宅の供給目標量の中の各割合を明示の上で地域別の目標量を設定するか、別途供給量目標詳細を設定すべきと考えます。</p>	「参考1 公営住宅の供給目標量の考え方」に各数値の具体的な説明や戸数の内訳を記載しました。
44	<p>P23 ■ 住宅確保要配慮者の実態</p> <p>(1) 住宅確保要配慮者の世帯数や居住実態の把握複数項目について文書記載となっておりますが、「大きく増加」「あまり変化が見られません」「多い割合を占めています」等々文面で示されましても全く実感出来ません。</p> <p>データ(数値推移(数十年分の数値推移折れ線グラフ)や現状割合(円グラフ))を明示したマスタープラン(素案)とすべきと考えます。</p> <p>前述データ明示の上で再度意見募集すべきと考えます。</p>	データや表については、資料編に記載してあります。なお、意見の再募集は行いません。
45	<p>P24 1 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標</p> <p>(1) 公営住宅の供給目標</p> <p>「本県の公営住宅供給目標量は、山口県住生活基本計画(計画期間:令和3年度(2021年度)~令和12年度(2030年度))において定める目標値とします。」とするのであればここにも数値で明示願います。</p>	公営住宅供給目標量を再掲しました。
46	<p>(2) 法第10条第5項に規定する登録住宅※の供給目標</p> <p>P23で「国において、平成29年(2017年)10月に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年(2007年)法律第112号。以下「住宅セーフティネット法」という。)」を改正し、新たな住宅セーフティネット制度により、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登</p>	登録住宅の供給目標については、現状値から更なる供給の促進に取り組むこととしており、現状値を記載しております。

	録制度等を創設」となっておりますので、県は2018年以降登録住宅の登録が進んだはずですが、その推移を資料として提示が必須と考えます。	
47	P28 「高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合」の算出方法が不明確です明示願います。 ・高齢者人口:65歳以上人口で宜しいのでしょうか。 ・高齢者向け住宅:賃貸住宅戸数+老人ホーム定員数でしょうか。また、目標値達成を目指す中でどの種類の住宅の確保に力を入れる、といった施策はないのでしょうか。現状値 2.9%内の住宅種類内訳も明示すべきと考えます。	御意見を踏まえ、追記しました。
48	一部データが「山口県住宅マスタープラン 概要」ではグラフ表示されておりましたが、本文では数値データの殆どが文章記述で分かりにくいです。本文にも図表使用のデータ明示をご検討願います。	各項目のデータ等を資料編に掲載しました。

【字句修正に関するもの】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
49	「新たな日常への対応として、県営住宅においても集会所への自動水栓の設置等の非接触型の環境整備を推進します。」との事ですがわざわざ具体例一例だけ上げなくとも「新たな日常（感染症対策）への対応として、県営住宅において非接触型の環境整備を推進します。」で良いと考えます。	いただいたご意見については、参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。
50	「デジタル技術の活用による効率化が図られるよう、県営住宅管理システムの再構築を検討」との事ですが、「デジタル技術の活用（による効率化）」も「県営住宅管理システムの再構築」も一手段のはずです。「デジタル技術の活用、県営住宅管理システムの再構築等による効率化を図ります。」とすべきと考えます。	御意見を踏まえ、分かりやすい表現に修正しました。
51	P12-P13 2-2 住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の向上 ① 住宅確保要配慮者のそれぞれの特性に応じた適切な住まいの確保 (基本的な施策) 「市場において自力では適正な水準の住宅を確保することができない低額所得者等の安定した居住を図るため、」との記述は「低額所得者等の安定した居住を図るため、」「全県民の安定した居住を図るため、」で問題無いと感じます。	県営住宅についての記述であり、記載は原案のままとします。
52	「高齢者世帯が県営住宅へ入居する際の入居要件や優先入居制度について適切な実施を図る」との事ですが、現在「適切な実施が図られて/為されていない」のでしょうか。わざわざこのような記述をするのであれば現状どうなのかの具体的記述が必要と考えます。	御意見を踏まえ、分かりやすい表現に修正しました。
53	本文内年代記述が、ほぼ西暦元号併記なのは、時系列等分かりやすく有難いです。年代記述を全て西暦	御意見を踏まえ、一部修正しました。

	元号併記又は西暦のみの記載とされます様宜しく お願い致します。	
54	数量記載が分かり難いです。 ＜例（あくまで例）：本文中記述と一般的記述（P22 より）＞ 約3万8千戸 …約38,000戸 約3千百戸 …約30,100戸 約千2百戸 …約1,200戸 約4万2千3百戸 …約42,300戸 全文において数値数量記述見直し修正願います。	御意見を踏まえ、一部修正しました。
55	巻末「用語解説」掲載は有難いです。掲載語句・掲 載内容の再精査を実施願います。用語解説につい ては、目次に記載、又解説実施語句に下線等実施の上 目次に「下線実施語句は巻末「用語解説」に説明あ り」と言った付記を実施するなど、「用語解説の活用 がしやすい」対応を実施願います。	御意見を踏まえ、目次に 「用語解説（本文中に※を付記した用語には、巻末 に解説があります。）」を追記しました。

【パブリック・コメントの実施方法等に関するもの】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
56	＜全般：主に今回の意見募集の実施方法に関する意 見となっております。＞ 当該案件、本文40ページ以上の資料であり、又 本来であれば記載法令、関係県施策等々の内容も確 認の上意見すべきと考えます。その様な案件、年末 年始も含めた上で、且つ意見募集期間が重なる意見 募集計11案件実施（1/4時点）、資料数十ページに もなる案件も含むの中で全案件通常と同様の1ヶ 月の期間設定は期間不足と考えます。又、本文各所 に記述不足があると感じます。期間の延長、又は期 間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見 募集再実施を求めます。（県のパブリック・コメント に関する条例では募集期間は1ヶ月固定絶対、1回 限定とはしていないと記憶しております。）前述対 応が不可能ならば、その具体的理由を明示願いま す。（「条例等に則って」と言う場合は、「条例等」が 「1ヶ月固定絶対、1回限定」としているかどうか 明示願います。）	本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コ メント制度実施要綱」に基づき実施しております。 意見募集の時期・期間については、各々の計画等作 成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はあ りません。
57	当件についてこの時期（年末年始を含む時期）に意 見募集期間を設定した理由を明示願います。	
58	前述、当案件当時期設定理由への御返答が「県行政 の処理/スケジュールの関係」の場合、「この時期の 意見募集設定・案件集中」は必須と言う事となりま す。パブリック・コメント（県民意見募集）を適切に 実施する為の恒久的対策の実施（意見募集期間に年 末年始を含む場合・案件集中する場合は期間延長必 須、等）を御願い致します。前述対応が不可能なら ば、その具体的理由を明示願います。	本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コ メント制度実施要綱」に基づき実施しております。 意見募集の時期・期間については、各々の計画等作 成過程の中で決定しています。
59	「年末年始含む期間にパブリックコメント/意見募 集案件集中」に関しての前述（期間の年末年始回避、 案件集中回避）の様な意見を、過去数年、複数回/複	

	数案件、意見募集期間に年末年始を含んでいた各パブリック・コメント/県民意見募集に送付したと記憶しております。パブリック・コメント/県民意見募集について、県行政として「年末年始含む期間の回避」について何らかの対応(県行政としての検討、県内各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願います。	
60	同様に、「年末年始含んだ際の期間の延長」について何らかの対応(各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願います。	
61	同様に、「案件集中の回避」について何らかの対応(各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願います。	
62	同様に、「募集案件集中時の期間延長」について何らかの対応(各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願います。	
63	前述各対応が無かった場合は、「(過去のパブリックコメント/意見募集でも指摘があったにもかかわらず)なぜ県として対応をしなかったのか」、関係各部署に御確認の上で対応非実施の理由を明示願います。	
64	前述対応があった場合、なぜ今回の当パブリックコメント/県民意見募集で対応(集中回避・集中時期間延長等)が取られていないのか明示願います。	
65	前述御返答内容に関わらず、11 案件集中・期限通常通り 1 ヶ月での意見募集では意見提示困難です。改めて期間延長を求めます。	
66	県行政では、1 企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例がある、と記憶しております。「県民＝主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願います。(「県の条例に則って(1 ヶ月)実施している」と言うのは、上記の通り内規に定める期間を大幅に超過して対応している事例がありますので返答に値しないと考えます。)	本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しています。
67	今回の意見募集の広報・記事扱いが実際どの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ＝県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願います(記事の場合は把握している範囲内で御願ひ致します)。	パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告(12月27日の中国新聞、12月31日の山口新聞「山口県からのお知らせ」)により広報に努めました。
68	今回の案件を含め、県広報誌や新聞掲載「山口県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント/県民意見募集について、パブリック・コメント/県民意見募集全般に関する記事が殆どまたは一部しか掲載されていない理由を明示願います。(新聞にはパブ	

	<p>リック・コメントの広告を小さく掲載するよりも、紙面を広く取る「山口県からのお知らせ」の項目の1つとする方が明らかに県民の目に留まると思われれます。「個別の(小さい)広告を新聞に掲載した」と言うのは、「県民により広報の効果のあるだろう所に記事を掲載していない理由」にならないと考えます。)</p>	
69	<p>意見募集期間中の新聞掲載「山口県からのお知らせ」に、「県行政で意見募集実施中(案件詳細は県ホームページ御確認)」と言った記述もありませんでした。上記の様な、僅かなスペースで掲載可能な最低限の意見募集広報も行わない理由を明示願います。</p>	
70	<p>前述各意見に対する御返答と、意見送付県民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント/県民意見募集についての広報が十分になされたかどうか、御判断御明示願います。(「意見募集の結果(人数・件数)の明示」ではなく、「広報が十分になされたかどうかの判断」(十分・不十分)を御明示願います。)</p>	
71	<p>パブリック・コメント/県民意見募集の期間が1か月なのに対して、県広報紙発行が2-3か月間隔と言うのは、県の広報手段として不適切な発行期間と感じます。県広報紙発行頻度の見直しを実施願います。</p>	<p>県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。 限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。</p>
72	<p>パブリック・コメント/県民意見募集の案件には「用語解説/語句説明」掲載を必須とされます様宜しく御願ひ致します。</p>	<p>いただいたご意見は、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。</p>
73	<p>パブリックコメント/県民意見募集の案については、年代記述は全て西暦元号併記又は西暦のみの記載とする様県行政対応を御願ひ致します。</p>	<p>いただいたご意見は、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。</p>
74	<p>各位 (一斉送信誠に申し訳ありません) 現在、前述のパブリック・コメント(県民意見の募集)、いずれも募集期間締切1/20で募集実施となっております。一方、感染症拡大防止のため、一部の県内自治体の自治体所有施設は臨時休業に入っております。もし、文書閲覧可能施設が一か所であれば、募集期間の延長を実施すべきと考えます。御検討御対応宜しく御願ひ致します。既に御対応又は御対応準備中でしたなら誠に申し訳ありません。</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。</p>